

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：34416

研究種目：挑戦的研究(萌芽)

研究期間：2021～2022

課題番号：21K18415

研究課題名(和文)グローバル・ヘルス法の体系構築の試み

研究課題名(英文)Construction of a system of global health law

研究代表者

西 平等(Nishi, Taira)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：60323656

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,700,000円

研究成果の概要(和文)：民間財団やNGO、公私パートナーシップなどの非国家的なアクターが規範の実現と定立において重要な役割を果たすグローバル・ヘルスの領域において、そこで運用されている規範群を体系的に把握する方法を研究した。国家による規範の定立と実現に焦点を当てる従来の国際法学の視角からはそれら規範群の全体を見渡すことが難しいため、保健協力活動の中心におかれる「健康」という規範理念を核として、それを実現するために諸アクターによって担われる制度としてグローバル・ヘルス法を定義し、その体系化を行った。その成果は、西平等『グローバル・ヘルス法 - 理念と歴史』(名古屋大学出版会、2022年、350頁)において公表された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国においてはじめて、グローバル・ヘルス法を体系的に記述する専門書を出版したことは大きな学術的な成果であった。そこでは、技術的手段によって特定の病気の克服を目指す生物医学的な保健思想と、生活環境の全般的な改善によって人々の健康の増進を図る社会医学的な保健思想との対抗が、グローバルに展開される保健協力活動を規定する規範的な意義を持ったことを明らかにした。

COVID-19のパンデミックが発生し、WHOを中心とするグローバル・ヘルスのあり方が再検討される中で、その規範的・法的側面について体系的な研究を行ったことは、今後、グローバル秩序を構築・発展させてゆくためにも意義があると考えられる。

研究成果の概要(英文)：In the field of global health, where non-state actors such as philanthropic foundations, NGOs, and public-private partnerships play an important role in making and realizing norms, we have studied how to systematically understand the norms in operation in the field. Since it is difficult to see the entire set of norms from the perspective of conventional inter-national law, which focuses on the role of states, we defined global health law as an institution in which various actors are realizing the normative idea of "health," which is at the center of global health cooperation activities. The results of this systematization were published in Taira NISHI, A History of Global Health Law(Nagoya University Press, 2022, 350 pages).

研究分野：国際法

キーワード：グローバル・ヘルス法 グローバル法 世界保健機関 社会医学 連盟保健機関 感染症対策 プライマリ・ヘルスケア 人権アプローチ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

新型コロナウイルスによる感染症への対策をめぐって、世界保健機関を中心とする保健協力のあり方に関心が集まる中で、研究代表者は、『法律時報』の編集委員として、グローバル・ヘルスに関する法的な枠組みの検討を依頼され、その研究を開始した。すぐに明らかになったのは、体系的な研究がいまだ行われていないということであった。

たしかに『グローバル・ヘルス法』と題される書物はすでに存在した (Lawrence O. Gostin, *Global Health Law*, Harvard University Press, 2014)。これは、グローバルな保健協力に関して問題となっている法律問題を網羅する優れた教科書だが、多様な問題を並列的に叙述しているのみであって、体系的な研究とはいえない。ところが、隣接分野を見渡せば、グローバル・ヘルスに関わる多数の体系的な研究が存在していた。とりわけ、医療史の分野においては、世界保健機関のみならず、連盟保健機関やロックフェラー財団など、多様なアクターの保健協力活動が綿密に分析され、そこにおいて指導的であった規範的な理念についての検討が行われていた (例えば、追求されるべき“health”の理念とは何か、という極めて論争的な問題の検討)。

このような隣接領域の研究の成果を基盤として、グローバル・ヘルスを担う諸アクターに共有される規範理念を析出し、保健協力に関わる多種多様な規範群を体系的に構成しうる可能性があると考え、本研究に取り組むこととなった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、グローバル・ヘルス法の体系構築を試みることである。すなわち、国境を越える保健協力活動を統制する規範群を体系的に把握するための理論的枠組みを探索することを目的としている。

グローバル・ヘルス法は、グローバル法の一領域を構成する規範群である。グローバル法とは、国家間法としての国際法に対置される概念であり、私的アクターをその規制対象に含むだけでなく、国家・国際組織のほか、NGO・民間財団・企業など多様な担い手によって定立され、実現される規範群のことを指す。グローバル化する世界における人々の諸活動を実効的に規制している規範群を、国家法と国際法という旧来の枠組みにおいて把握することの限界が唱えられて久しいにもかかわらず、グローバル法の規範体系を構築する試みは未だ行われていない。

本研究は、保健協力の分野に射程を絞って、グローバル法規範の体系を作り出すことを目指す。保健協力は、グローバル法規範群の体系化の可能性を探索するためには格好の領野である。1990年代より、「インターナショナル・ヘルス」にかえて、「グローバル・ヘルス」という概念が自覚的に用いられるようになってきている。その理由としては、国家の援助機関や世界保健機関 (WHO) などの国際組織だけではなく、ゲイツ財団などの私的アクターがそれらに匹敵するような影響力をもつようになってきたこと、エイズをはじめとする感染症対策において、国際組織・国家機関・民間アクターが対等な資格において協力する公私パートナーシップ (PPP) の枠組みが中心的な役割を果たすようになったこと (代表例: エイズ・結核・マラリアと戦うグローバル・ファンド) それら PPP においては、民間アクター代表・政府代表・国際組織代表が混在する理事会によって方針や原則の決定がなされることが挙げられる。国境を越えた保健協力活動を統制する制度や規範は、もはや国家法や国際法の枠組みではなく、強い意味においてグローバルな法の枠組みにおいて形成され、実現されている。かかるグローバル・ヘルスにおいて妥当している規範群をいかにして体系的に把握することができるのか。それが、本研究が答える問いである。

3. 研究の方法

グローバル・ヘルス法の体系が存在するとすれば、その規範群を統括するような指導的な規範原則・規範理念が見いだされなければならない。従来の法律学的研究においては、グローバル・ヘルスを担う多様なアクターに共有された規範理念のもとに、諸規範を体系化する試みは行われてこなかった。他方で、周辺領域、とりわけ医療史の分野においては、多数の研究者によって、連盟保健機関や世界保健機関、ロックフェラー財団など、保健協力を支えてきた様々なアクターの活動の歴史が詳細に検討され、そこにおいて共有される規範的理念の体系的な分析が行われてきた。

保健協力は、規範的な議論に満ちた領域である。「いかなる方法で保健協力を行うべきか」、「誰が活動を担うべきか」、「目指すべき『健康』とは何なのか」といった規範的な問題をめぐる議論が蓄積されており、厳しい対立をはらみつつも、諸アクターのあいだでの理念の共有が存在する。そのような、隣接分野において明らかにされてきた保健協力の理念を基軸としてグローバル・ヘルス法の規範群を体系的に把握するという作業が、本研究において採用された。

研究の初期には、グローバル・ヘルスの諸活動に関する歴史的な研究の検討を行った。具体的には、M. Cueto, et al., *The World Health Organization*, Cambridge University Press,

2019、R.M.Packard, *A History of Global Health*, Johns Hopkins University Press, 2016、I.Borowy, *Coming to Terms With World Health*, Peter Lang Pub Inc, 2009 など、定評のある書籍を読み、そこから、グローバル・ヘルス諸活動を主導してきた保健理念を抽出することを試みた。

歴史的な見取り図がある程度、仕上がったのちの段階では、具体的な保健プログラムをその見取り図の中に位置づけてゆくこと、WHO 憲章などの基本的法文書の構造や解釈を、それら指導的な理念と関連づけてゆくこと、国際組織以外のアクターの活動の規範的な性格やその活動の傾向を明らかにすること、公私パートナーシップなど、従来国際法の枠組みではとらえきれない制度についての法的な理解を深めること、などを通じて、グローバル・ヘルス法の体系を具体的な素材によって肉付けすることに取り組んだ。

COVID-19 のパンデミックが終息しなかったため、当初予定していたグローバル・ヘルスの現場における視察と意見交換については十分な活動を行うことができなかった。それゆえ、予定を変更し、本研究で得られた方法を、他のグローバル法分野に応用する可能性についての研究に着手した。他の分野に関心を持つ法学研究者等と意見を交換し、グローバル法一般に関する方法論確立の糸口を探った。

4. 研究成果

研究目的は十分に達成できたと考えている。

第一に、総論的な成果として、わが国においてはじめて、この分野における体系書(西平等『グローバル・ヘルス法 - 理念と歴史』(名古屋大学出版会、2022年、350頁)を出版した。この本では、「健康」という規範的理念に着目し、国際組織・国家・非国家的アクターによってその理念が実現されるグローバルな保健協力制度の歴史的な展開を明らかにした。とりわけ、技術的手段によって特定の病気の克服を目指す生物医学的保健思想と、生活環境の全般的な改善によって人々の健康の増進を目指す社会医学的保健思想の対立を軸に、規範的な体系化を行ったことは重要かつ独創的な成果だと考えている。

第二に、各論的な成果として、瀧本正太郎を編集責任者とする『国際法外交雑誌』「COVID-19」特集号(120巻1・2合併号)が公刊された。ここでは、COVID-19への対応に関わる多様な問題について、国際法・国際私法・国際政治学の観点から検討している。また、実地の活動の視察は行えなかったものの、すでに収集されていたデータや資料を用いて、エチオピアにおける具体的なグローバル・ヘルスの活動についての研究書を公刊した(Makoto Nishi, *Curing lives: Surviving the HIV epidemic in Ethiopia*, Palgrave Macmillan, 2023, 189 pages)。

第三に、他の法律学諸分野の研究者とも協力して、グローバル法という法分野の可能性について理論的な検討を深めた。その成果は、例えば、法律専門雑誌『法律時報』の特集(「グローバル法 VS 国際法」2022年4月号)として公表されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 西平等	4. 巻 94巻4号
2. 論文標題 国際法史におけるグローバル法理論の可能性：一元論・二元論の原意について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 65-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西平等	4. 巻 94巻4号
2. 論文標題 企画趣旨 特集 グローバル法vs国際法：国内における実現の場面から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 7-9頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西平等	4. 巻 3527号
2. 論文標題 新垣修著『時を漂う感染症』（慶應義塾大学出版会）を読む	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 図書新聞	6. 最初と最後の頁 1
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西 平等	4. 巻 94巻4号
2. 論文標題 企画趣旨	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 7-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 五十嵐元道	4. 巻 66
2. 論文標題 国連が担う国際人道法の履行促進メカニズムに関する一考察 武力紛争にかかる事実調査の歴史的展開	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 関西大学法学研究所研究叢書	6. 最初と最後の頁 239-283
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西真如	4. 巻 86巻3号
2. 論文標題 序 (特集 異種集合体の生政治 パンデミックを通して考える)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 文化人類学	6. 最初と最後の頁 404-416
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Nishi, Makoto
2. 発表標題 Cure interrupted: life and values during the HIV epidemic in Ethiopia.
3. 学会等名 3rd International Congress on Advances in Clinical Research and Trials (国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 西 平等	4. 発行年 2022年
2. 出版社 名古屋大学出版会	5. 総ページ数 350
3. 書名 グローバル・ヘルス法	

1. 著者名 Nishi, Makoto	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Palgrave Macmillan	5. 総ページ数 189
3. 書名 Curing lives: surviving the HIV epidemic in Ethiopia	

1. 著者名 南山 淳、前田 幸男、五十嵐 元道、大山 貴稔、清水 耕介、和田 賢治、蓮井 誠一郎、古澤 嘉朗、原田 太津男、柄谷 利恵子、北川 眞也、小林 誠	4. 発行年 2022年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 262
3. 書名 批判的安全保障論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	濱本 正太郎 (Hamamoto Shotaro) (50324900)	京都大学・公共政策連携研究部・教授 (14301)	
研究分担者	西 眞如 (Nishi Makoto) (10444473)	広島大学・人間社会科学研究科(総)・准教授 (15401)	
研究分担者	五十嵐 元道 (Igarashi Motomichi) (20706759)	関西大学・政策創造学部・准教授 (34416)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------